

筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則

昭和 56 年 11 月 1 日

規則第 11 号

改正	昭和61年3月31日規則第3号	平成3年2月19日規則第2号
	平成10年3月31日規則第5号	平成15年3月28日規則第4号
	平成17年3月28日規則第3号	平成17年3月28日規則第5号
	平成18年3月30日規則第5号	平成19年3月29日規則第3号
	平成19年3月29日規則第7号	平成19年12月25日規則第12号
	平成20年3月28日規則第2号	平成20年4月1日規則第12号
	平成21年4月1日規則第2号	平成23年3月25日規則第3号
	平成24年3月29日規則第3号	平成25年3月29日規則第6号
	平成26年12月26日規則第5号	平成27年3月31日規則第2号
	平成29年3月9日規則第6号	

(趣旨)

第1条 この規則は、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例(昭和48年組合条例第3号。以下「条例」という。)の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する事項を定めるものとする。

(新たに給料表の適用を受けることとなった職員の級)

第2条 新たに給料表の適用を受けることとなった職員の級は、次により決定されるものとする。

- (1) その者の職務が条例別表第1及び条例別表第2に掲げられている職員の職務であるときは、当該職務の属する級
- (2) その者の職務が条例別表第1及び条例別表第2に掲げられていない職員の職務であるときは、当該職員の職務の複雑と責任の度が同表のいずれの職員の職務に相当するかを判断することによって決定される級

(初任給)

第3条 新たに給料表の適用を受けることとなった職員の号給は、別表第2に掲げる給料表の初任給基準表によるものとする。

(昇格の場合の号給)

第4条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けている号給に対応する別表第3に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

(行政職給料表の6級以上の職員に相当する職員)

第5条 条例第6条第5項の組合規則で定める職員は、消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものとする。

(準用規定)

第6条 この規則に定めるほか、初任給、昇格、昇給等に関しては、筑西市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(平成17年筑西市規則第37号)の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に受けている職員の等級分類並びに初任給の格付け、昇格、昇給等に関しては、この規則に基づくものとみなす。

附 則（昭和 61 年 3 月 31 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則は、昭和 60 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 3 年 2 月 19 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 10 年 3 月 31 日規則第 5 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 28 日規則第 4 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日規則第 3 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日規則第 5 号）

この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日規則第 5 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（改正条例附則第 2 項適用職員に関する経過措置）

2 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年組合条例第 5 号）附則第 2 項の規定によりその者の平成 18 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）における職務の級を定められた職員に係る切替日以後の職務の級の 1 級上位の職務の級への昇格（切替日から平成 19 年 3 月 31 日までの間におけるこの規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「組合新規則」という。）第 5 条の規定により、その例によることとされる筑西市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「筑西市新規則」という。）第 9 条の規定によるものに限る。）については、同条第 2 項中「現に属する職務の級に 1 年以上」とあるのは、「平成 18 年 3 月 31 日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が、行政職給料表の 2 級若しくは 5 級又は消防職給料表の 5 級（以下この項において「特定の職務の級」という。）であった職員にあっては、旧級及び旧級の 1 級下位の職務の級並びに筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年組合条例第 5 号）附則第 2 項の規定により定められた職務の級（以下この項において「新級」という。）に通算 1 年以上、旧級が同条例附則別表第 1 の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであった職員にあっては、旧級及び新級に通算 1 年以上」とする。

（切替日における昇格又は降格の特例）

3 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けたものとみなして筑西市新規則第 11 条又は第 12 条の規定を適用する。

（消防職給料表級別職務分類表の適用に関する経過措置）

4 この規則の施行日前に、この規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第 1～2 消防職給料表級別職務分類表により職務の級 3 級に分類される消防士長及び 4 級に分類される消防司令補の昇格、昇給及び職務の級の切替えについては、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

（初任給に関する経過措置）

5 平成 19 年 1 月 1 日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について組合新規則第 3 条、筑西市新規則第 5 条後段及び第 6 条の規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から筑西市新規則第 5 条前段の規定による号給の号数を減じた数を 4（新たに職員となった者が筑西市新規則第 19 条第 1 項に規定する特定職員であるときは、3）で除して得た数の年数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成 22 年 1 月 1 日前となるものの採用日における号給は、組合新規則第 3 条、筑西市新規則第 5 条及び第 6 条の規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日（平成 22 年 1 月 1 日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年の 10 月 1 日（同規則第 19 条第 1 項に規定する特定職員にあっては、同年の 8 月 1 日）以後である場合にあっては、同年の翌年の 1 月 1 日）の翌日から採用日までの間における同規則第 16 条第 1 項に規定する昇給日（平成 19 年 1 月 1 日から平成 22 年 1 月 1 日まで（平成 23 年 4 月 1 日以後に新たに職員となり、平成 19 年 1 月 1 日から平成 21 年 1 月 1 日まで）の間におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

（平成 19 年 1 月 1 日までの間における特定職員の昇給の号給数の特例）

6 平成 19 年 1 月 1 日までの間における筑西市新規則第 19 条第 1 項、第 3 項第 1 号及び第 5 項の規定の適用については、同条第 1 項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から 1 を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「D 又は E（条例第 6 条第 6 項の規定の適用を受ける特定職員にあっては、C、D 又は E）」と、同条第 3 項第 1 号中「昇給日前一年間」とあるのは「平成 18 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間」と、同条第 5 項中「前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第 11 条第 3 項又は第 24 条の規定により号給を決定された特定職員」とあるのは「平成 19 年 1 月 1 日における特定職員」と、「その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日」とあるのは「平成 18 年 4 月 1 日（同日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第 11 条第 3 項又は第 24 条の規定により号給を決定された特定職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日）」とする。

（平成 19 年 1 月 2 日から平成 22 年 1 月 1 日までの間における特定職員の昇給の号給数の特例）

7 平成 19 年 1 月 2 日から平成 22 年 1 月 1 日までの間における筑西市新規則第 19 条第 1 項の規定の適用については、同項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から 1 を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「E（条例第 6 条第 6 項の規定の適用を受ける特定職員にあっては、D 又は E）」とする。

（平成 19 年 1 月 1 日における一般職員の昇給の号給数等）

8 平成 19 年 1 月 1 日において、特定職員（筑西市新規則第 19 条第 1 項に規定する特定職員をいう。）以外の職員（以下「一般職員」という。）を条例第 6 条第 4 項の規定による昇給（同規則第 22 条に定めるところにより行うものを除く。）をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数（同項において「基準号給数」という。）に相当する数から 1 を減じて得た数に、切替日（切替日後に新たに職員となった一般職員又は切替日後に同規則第 11 条第 3 項又は第 24 条の規定により号給を決定された一般職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日）から平成 18 年 12 月 31 日までの期間の月数（1 月未満の端数があるときは、これを 1 月とする。）を 12 月で除した数を乗じて得た数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

（1） この項の規定による号給数が零となる一般職員

（2） 条例第 6 条第 6 項の規定の適用を受ける一般職員で次項第 2 号又は第 3 号に掲げる一般職員に該当するもの

（3） 次項第 3 号に掲げる一般職員（条例第 6 条第 6 項の規定の適用を受けるものを除く。）で任命権者又はその委任を受けた者が昇給させることが相当でないと認めるもの

9 一般職員の基準号給数は、筑西市新規則第17条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

- (1) 勤務成績が特に良好である一般職員 8号給以上（条例第6条第6項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、4号給以上）
- (2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給
- (3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下

10 筑西市新規則第19条第3項第1号アからエまでに規定する事由以外の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日から同月31日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員及び平成18年4月1日から同年12月31日までの間に、停職、減給又は戒告の処分を受けた一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。

11 附則第7項の規定による昇給の号給数が、平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けている号給（同月1日において職務の級を異にする異動又は筑西市新規則第14条第1項に規定する異動をした一般職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

（雑則）

12 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成19年3月29日規則第3号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成18年組合規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「筑西市新規則第19条第1項に規定する特定職員で」を「特定職員（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び筑西市新規則第18条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）で」に、「10月1日（同規則第19条第1項に規定する）を「11月1日（）に、「8月1日」を「10月1日」に、「同規則第16条第1項」を「新規則第16条第1項」に改める。

附則第7項の見出し中「特定職員の」を削り、同項中「筑西市新規則第19条第1項」を「筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第5条によりその例によることとされる筑西市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第19条第4項」に、「号給数」と、「E」とあるのは「E（条例第6条第6項の規定の適用を受ける特定職員にあっては、D又はE）」を「号給数（当該号給数が負となるときは、零）」に改める。

附 則（平成19年12月25日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日規則第 12 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 25 日規則第 3 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日規則第 3 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 6 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 26 日規則第 5 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成 26 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動があった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

- 3 この規則の施行の日から平成 27 年 3 月 31 日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動があった職員（個別に管理者の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上の必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

（平成 27 年 1 月 1 日における昇給に関する号給数の特例）

- 4 平成 27 年 1 月 1 日における筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第 6 条によりその例によることとされる筑西市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第 19 条第 4 項及び第 5 項の規定の適用については、同条第 4 項中「定める号給数」とあるのは、「定める号給数に相当する数から 1 を減じて得た数に相当する号給数（当該号給数が負となるときは、零）」とする。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 9 日規則第 6 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（行政職給料表の 6 級以上の職員に相当する職員の特例）

- 2 この規則の施行の際、第 5 条に規定する消防職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が 4 級以上である者のうち、消防吏員の職に対して管理職手当の支給を受ける者については、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 削除

別表第2 (第3条関係)

初任給基準表

学歴免許	初任給	
	管理者の事務部局の職員	消防吏員
大学卒	1級 25号給	1級 17号給
短大卒	1級 15号給	1級 9号給
高校卒	1級 5号給	1級 1号給
中学卒(卒業後の換算年数4年を有する者)	1級 5号給	1級 1号給

別表第3（第4条関係）昇格時号給対応表

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受け ていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6
19	1	3	3	11	11	7	7
20	1	4	4	12	12	8	8
21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13
26	1	10	10	18	18	14	14
27	1	11	11	19	19	15	15
28	1	12	12	20	20	16	16
29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18
31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21
34	2	18	18	26	26	21	22

35	3	19	19	27	27	22	23
36	4	20	20	28	28	22	24
37	5	21	21	29	29	23	25
38	6	22	22	30	30	23	25
39	7	23	23	31	31	24	26
40	8	24	24	32	32	24	26
41	9	25	25	33	33	25	27
42	10	26	26	34	34	25	27
43	11	27	27	35	35	26	28
44	12	28	28	36	36	26	28
45	13	29	29	37	37	27	28
46	14	30	30	38	38	27	28
47	15	31	31	39	39	28	28
48	16	32	32	40	40	28	29
49	17	33	33	41	41	29	29
50	18	34	34	42	41	29	29
51	19	35	35	43	42	29	29
52	20	36	36	44	42	29	29
53	21	37	37	45	43	30	30
54	22	38	38	46	43	30	30
55	23	39	39	47	44	30	30
56	24	40	40	48	44	30	30
57	25	41	41	49	45	31	30
58	25	41	42	50	45	31	31
59	26	42	43	51	46	31	31
60	26	42	44	52	46	31	31
61	27	43	45	53	47	31	31
62	27	43	45	54	47	31	
63	28	44	45	55	48	31	
64	28	44	46	56	48	31	
65	29	45	46	57	49	31	
66	29	45	46	58	49	31	
67	30	46	47	59	50	31	
68	30	46	47	60	50	32	
69	31	47	47	61	50	32	
70	31	47	48	62	50	32	
71	32	48	48	63	50	32	

72	32	48	48	64	50	32	
73	33	49	49	65	50	32	
74	33	49	49	66	50	32	
75	34	49	49	67	50	32	
76	34	49	50	68	50	32	
77	35	50	50	68	51	32	
78	35	50	50	68	51	32	
79	36	50	51	68	51	32	
80	36	50	51	68	51	32	
81	37	51	51	69	51	33	
82	37	51	52	69	51	33	
83	38	51	52	69	51	34	
84	38	51	52	69	51	34	
85	39	52	53	69	51	35	
86	39	52	53	70	51		
87	40	52	53	70	51		
88	40	52	53	70	51		
89	41	53	54	71	52		
90	41	53	54	72	52		
91	42	53	54	73	52		
92	42	53	54	74	52		
93	43	53	55	75	53		
94		54	55				
95		54	55				
96		54	55				
97		54	55				
98		54	56				
99		55	56				
100		55	56				
101		55	56				
102		55	56				
103		55	57				
104		56	57				
105		56	57				
106		56	57				
107		56	57				
108		56	58				

109		56	58				
110		57	58				
111		57	58				
112		57	58				
113		57	59				
114		57					
115		57					
116		58					
117		58					
118		58					
119		58					
120		58					
121		58					
122		59					
123		59					
124		59					
125		59					

イ 消防職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受け ていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	2	1
11	3	1	1	1	3	3	1
12	4	1	1	1	4	4	1
13	5	1	1	1	5	5	1
14	6	2	1	1	6	6	2
15	7	3	1	1	7	7	3
16	8	4	1	1	8	8	4
17	9	5	1	1	9	9	5

18	10	6	2	1	10	10	6
19	11	7	3	1	11	11	7
20	12	8	4	1	12	12	8
21	13	9	5	1	13	13	9
22	14	10	6	1	14	14	10
23	15	11	7	1	15	15	11
24	16	12	8	1	16	16	12
25	17	13	9	1	17	17	13
26	18	14	10	2	18	18	14
27	19	15	11	3	19	19	15
28	20	16	12	4	20	20	16
29	21	17	13	5	21	21	17
30	22	18	14	6	22	22	18
31	23	19	15	7	23	23	19
32	24	20	16	8	24	24	20
33	25	21	17	9	25	25	21
34	26	22	18	10	26	26	22
35	27	23	19	11	27	27	23
36	28	24	20	12	28	28	24
37	29	25	21	13	29	29	25
38	30	26	22	14	30	30	26
39	31	27	23	15	31	31	27
40	32	28	24	16	32	32	28
41	33	29	25	17	33	33	29
42	34	30	26	18	34	34	30
43	35	31	27	19	35	35	31
44	36	32	28	20	36	36	32
45	37	33	29	21	37	37	33
46	38	34	30	22	38	38	34
47	39	35	31	23	39	39	35
48	40	36	32	24	40	40	36
49	41	37	33	25	41	41	37
50	42	38	34	26	42	42	38
51	43	39	35	27	43	43	39
52	44	40	36	28	44	44	40
53	45	41	37	29	45	45	41
54	46	42	38	30	46	46	41

55	47	43	39	31	47	47	42
56	48	44	40	32	48	48	42
57	49	45	41	33	49	49	43
58	50	46	42	34	50	49	43
59	51	47	43	35	51	49	44
60	52	48	44	36	52	50	44
61	53	49	45	37	53	50	44
62	54	50	46	38	54	50	44
63	55	51	47	39	55	51	44
64	56	52	48	40	56	51	44
65	57	53	49	41	57	51	44
66	58	54	50	42	58	52	44
67	59	55	51	43	59	52	44
68	60	56	52	44	60	52	44
69	61	57	53	45	61	52	45
70	62	58	54	45	62	52	45
71	63	59	55	46	63	52	45
72	64	60	56	46	64	52	45
73	65	61	57	47	65	52	45
74	66	62	58	47	66	52	45
75	67	63	59	48	67	52	45
76	68	64	60	48	68	53	45
77	69	65	61	49	68	53	45
78	70	66	62	50	68	53	45
79	71	67	63	51	69	53	45
80	72	68	64	52	70	53	46
81	73	69	65	53	71	53	46
82	74	70	66	54	72	53	46
83	75	71	67	55	73	53	47
84	76	72	68	56	74	53	47
85	77	73	69	57	75	53	47
86	78	74	69	57	76	53	
87	79	75	70	58	77	53	
88	80	76	70	58	78	54	
89	81	77	71	59	79	54	
90	81	78	71	59	80	54	
91	82	79	72	60	81	55	

92	82	80	72	60	82	55	
93	83	81	73	61	83	55	
94	83	82	74	61			
95	84	83	75	61			
96	84	84	76	62			
97	85	85	77	62			
98	86	86	78	62			
99	87	87	79	63			
100	88	88	80	63			
101	89	89	81	63			
102	90	89	82	64			
103	91	90	83	64			
104	92	90	84	64			
105	93	91	85	65			
106	93	91	86	66			
107	94	92	87	67			
108	94	92	88	68			
109	95	93	89	68			
110	95	94	89	68			
111	96	95	90	68			
112	96	96	90	68			
113	97	97	91	68			
114	97	98	91	68			
115	98	99	92	68			
116	98	100	92	68			
117	99	101	93	69			
118	99	101	93	69			
119	100	101	94	69			
120	100	102	94	69			
121	101	102	95	69			
122	101	102	95	69			
123	102	103	96	69			
124	102	103	96	69			
125	103	103	96	69			
126		104	96				
127		104	96				
128		104	96				

129		105	96				
130		105	96				
131		105	96				
132		106	96				
133		106	97				
134		106	97				
135		107	97				
136		107	97				
137		107	97				
138		108	98				
139		108	99				
140		108	100				
141		109	100				
142		109					
143		110					
144		110					
145		111					